

第7回府中市学校施設老朽化対策推進協議会の開催結果

- 1 日 時 平成30年6月28日(木)午後2時30分～午後5時20分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階第1会議室
- 3 出席委員 12名(五十音順)
宇都宮聡委員、金子崇裕委員、河井文委員、佐伯義夫委員、
柴崎金勝委員、田中友章委員、田中英樹委員、田辺昭委員、
内藤治委員、長谷川紀子委員、松本幸次委員、村越ひろみ委員
- 4 欠席委員 2名
志水清隆委員、森岡耕平委員
- 5 出席職員 事務局(学校施設課)
関根部長、堀江次長、山田課長、藤原課長補佐、遠藤主査、
七里主任、川原事務職員
- 6 傍 聴 者 1名
- 7 内 容 (I)議題
ア 府中市の新たな学校づくりに向けての検討フローについて
イ 整備方針(案)について(防災・環境)
ウ 配置方針(案)および諸室整備方針(案)について
(体育館/プール/校庭)
エ 学校個別条件について
オ これからの学校施設づくりに向けたアンケートについて(報告)
カ その他
- 8 配布資料 資料1 (改正版)府中市学校施設老朽化対策推進協議会規則
資料3 2 府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー
資料3 3 整備方針(案)について(防災・環境)
資料3 4 各所室の使い方と設備稼働の考え方
資料3 5 校地内配置の考え方及び諸室整備方針(案)について
(体育館・プール・校庭)
資料3 6 学校個別条件について
資料3 7 府中市のこれからの学校施設づくりに向けたアンケートについて

会議録

事務局 皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から「第7回府中市学校施設老朽化対策推進協議会」を開催いたします。会長よろしくお願いたします。

会長 皆様こんにちは。お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。それではただ今から「第7回府中市学校施設老朽化対策推進協議会」を開催させていただきます。なお本日の会議ですが、議題の内容が多岐に渡っているため、概ね2時間半程度を目処に進めていきたいと思しますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局に確認しますが、本日の傍聴の申出の状況はいかがでしょう。

事務局 本日の傍聴希望者は1名でございます。

会長 それでは皆様にお諮りいたしますが、傍聴の申し出がございますが許可することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議はないとのことですので、傍聴者を会議室の中にご案内してください。

(傍聴者、入場)

それでは次に、委員の皆様の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日、志水委員、森岡委員から欠席とのご連絡をいただいております。以上のとおり、12名の出席となっております。出席委員数は過半数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

会長 ありがとうございます。

次に、前回議事録の確定をしたいと思えます。既に委員の皆様には事前に送付していますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたでしょうか。

事務局 委員の方から、修正等のご連絡はありませんでしたので、本日はメール送付した方のみ、確定した議事録を印刷して置かせていただいております。

会長 ありがとうございます。それでは、本日、前回議事録を確定し、今後、事務局にお

いて市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

なお、配布された議事録のうち、黄色く着色している部分は、委員個人を特定する表記が含まれていますので、公開時には削除いたします。

続いて、お手元の次第に従って議事を進めますが、はじめに、事務局から資料の確認をお願いいたします。

事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日は、会議次第のほか、後程ご審議いただく議題に関わる資料として、事前に7点、送付させていただきまして、その資料が、

資料1（改正版） 府中市学校施設老朽化対策推進協議会規則

資料3 2 府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー

資料3 3 整備方針（案）について（防災・環境）

資料3 4 各諸室の使い方と設備稼働の考え方

資料3 5 校地内配置の考え方及び諸室整備方針（案）について
（体育館・プール・校庭）

資料3 6 学校個別条件について

資料3 7 府中市のこれからの学校施設づくりに向けたアンケートについて

これについてはアンケート用紙を参考につけさせていただいております。

また、本日配布している資料としまして、委員から、委員が見学された学校資料の提供をいただいておりますので、そちらをA4サイズで2枚お渡ししております。以上になります。

会長 これらの資料に過不足はありませんか。

それでは、本日の議題に入ります。

まず、議題1の「府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー」について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。

恐れ入りますが、資料3 2「府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー」をご覧ください。この資料では、全9回の協議会のスケジュールと、本日議論いただきたい内容を示しております。全体的なスケジュールについては、前回まで提示していたものから、大きな変更はありません。

それでは、本日の内容を説明する前に、前回までの議論を振り返らせていただきます。

上段の視点（1）防災、地域連携、教育施策などの重要な課題に対し、第1回から3回ま

で、「全学校共通の学校施設の整備方針の論点」を整理し、各諸室等の標準的な仕様を定めるため、学校施設整備方針を作成することといたしました。右に移りまして、第4回では、「各教室・各部屋」では、それぞれの大きさやつくり、避難所や地域開放に必要なものについて、また、「ゾーニング」では、各諸室を教育環境面や地域開放面での日常的な使いやすさについて、また、災害時の利用を想定した配置について、具体的なご意見を頂戴しました。

右隣、第5回、第6回では、これからの府中市が目指すべき学校施設像を示させていただき、それを達成するため、一番上の「全体整備方針」について審議するとともに、その全体整備方針を、各教室・各部屋に落とし込みを行うため、第5回では普通教室や管理諸室など、前回の第6回では、特別教室や共用部などの「諸室整備方針」について審議を行いました。また、前回は校舎内の配置方針についてのご意見も頂戴しております。

本日は赤枠で囲んだ、第7回の部分となります。まず、一番上の「配置方針(校地)」、その下、「体育館・プール・校庭」については、次第3で審議をまいります。

次に、中段、視点(2)個別課題でございますが、これまでの協議会で、委員の皆さんからもご意見をいただきましたとおり、学校ごとに、校地や校舎の面積、児童生徒数等が異なり、今後の老朽化対策の進め方についても、個別の状況を捉えながら、柔軟に対応していくことが必要となっていくと思います。

本日は、水色に囲んだとおり、学校ごとの一人当たり面積から、老朽化対策を実施する上での各学校の個別の状況をお示しいたします。

次に視点(3)の共通課題として、これまで審議を行ってまいりました、防災面の整備方針について、また、環境面について、次第2の中で審議を行ってまいります。

最後に、一番下段になりますが、前回、お伝えいたしました、「これからの学校施設づくりに向けたアンケート」について、小・中学校全校の児童・生徒とその保護者に対し、実施しておりますので、次第5として、その概要を説明させていただきます。

次回以降については、第8回で計画素案の骨子をお示しするとともに、第9回で計画素案を議論いただき、後日、修正した計画素案を答申として提出いただきたいと思います。説明は以上となります。

会長 ありがとうございます。

事務局 はい、会長。私の方から1点ご報告、ご説明させていただきたいと思います。

議題1で説明させていただいた、答申として提出いただいた計画素案のその後の取扱いについて、若干変更させていただきたいと思いますので、ご説明させていただきます。

平成29年度に本協議会を立ち上げた当初に、計画の策定期間については、平成30年9月末に答申を提出いただいた後、平成30年度末に、市として計画を策定していくとご説明をさせていただきました。しかしながら、本年5月の市議会臨時会において、学校施設の老朽化対策に特化した学校施設老朽化対策特別委員会が設置されることとなり、平成30年第2回市議会定例会の会期中である6月21日に特別委員会が開催されました。

こういった動きを受け、市としても、本計画の策定に当たっては、今後の老朽化対策の実施に影響がない範囲で、十分に時間をかけ、様々なご意見をいただきながら計画策定を進めていくべきと判断をし、計画の策定期間を平成30年度末から平成31年度末に1年間延伸することといたしました。

本協議会の答申時期や内容について、直接的な影響はありませんが、答申提出後、市の動きとしまして、こういった特別委員会にもご意見をいただきながら、様々な方からご意見をいただき、この計画の内容をさらに詰めていきたいと考えておりますのでご報告をさせていただきます。よろしくご承知おきくださいますようお願いいたします。

会長 ただ今事務局から、資料32に沿って「府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー」について、本日の審議テーマと今後のスケジュールについてご説明がありました。付け加えて事務局から「その後の計画策定までの市の動き」について補足のご説明がありました。これらのことについて、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今ご説明があったように、私たちの審議会のスケジュールとしては、当初予定通りで本日を含めて3回の審議会が行われて9月末に答申を提出させていただくと。ただ、その後の計画策定までの過程が、今ご説明いただいた形で、1年時間をかけて進められるということですので、その旨ご了解いただいて、残りの審議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それではないようですので議題1は以上で終わりにしたいと思います。

次に、議題2の「整備方針（案）」について（防災・環境）」でございます。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。資料33「整備方針（案）」について（防災・環境）」をお開き願います。

これまでの審議会では学校施設が災害時に避難場所や避難所としての役割を担っていることから、災害時の学校施設を議題とし、今後の学校施設における防災面の課題や整備の方向性などについて、議論をしてみました。

本日は、地域防災計画の被害想定を前提に、防災面における整備方針を決定していきたいと考えております。また、防災面の整備方針を達成する上で、どのような設備を整備してい

くのかという点で、一部の設備で環境対策にかかる設備とも重複することから、この資料の最後に、環境対策についても、併せてご紹介させていただきます。

それでは、資料1枚目の下段、シート2をご覧ください。このシートは、「避難所運営を具体化するための検討フロー」となります。

ここでは、災害時の避難場所や避難所として位置付けられている学校の役割に基づき、今後の老朽化対策を実施する上で、どのような機能を持たせた整備を行っていくかという点を整理していくため、その手順を示したものです。

はじめに、として、府中市地域防災計画を前提とする諸条件を整理します。整理する項目については、記載の5項目としています。

次に、として、学校の各諸室の運用方法を決定します。決定する項目は、各諸室の「使い方」、配置する「設備」、「備品」の3項目としています。

次に、の供給範囲の決定では、ライフラインが断絶した場合の供給範囲をどこまでとするのか決定していきます。

最後に、供給方法の決定では、ライフラインが断絶した場合の供給方法を決定してまいります。

、の検討に当たっては、赤い吹き出しのとおり、防災面と環境面を十分に検討し、決定していくべきと考えています。

また、本日、このについては、参考に一例を例示させていただきますが、具体的な設備については、各学校の改築段階で、設計者の提案等も踏まえ、決定していくものと考えています。

資料を1枚めくっていただきまして、シート3をご覧ください。

それでは、先ほどの、「避難所運営を具体化するための検討フロー」の「府中市地域防災計画を前提とする諸条件」について、ご説明いたします。

資料上部のピンク色の囲みに記載のとおり、府中市地域防災計画にて定められた諸条件を前提とし、その前提に基づく、避難所運営の整備方針を検討することといたします。

はじめに、本市の最大震度は、震度6強とされており。

次に、避難者想定ですが、最大で約6万1500人、避難生活者は約4万人と見込まれています。

次に、ライフライン回復目標は、ライフラインが断絶した場合の復旧に要する期間を示しており、電気で7日間、通信で14日間、上下水道がそれぞれ30日間、ガスが60日間としています。

次に、一次避難所の開設期間は、原則は7日間となります。なお、開設期間は延長が出来ることとされていますが、長期化する場合には、要援護者(要配慮者)は、二次避難所に移ることとなっています。

一次避難所における応急物資備蓄量は3日分となりますが、それ以外の応急物資につきましても、水防・防災ステーションや府中市役所で一元管理し、各一次避難所に配給される

こととなっています。

また、避難所で生活を送らない地域住民が一次避難所に来訪し、応急物資・飲料水等を配給することも想定されています。

次に資料下段、シート4「学校施設の避難所運営を検討する前提条件」をご覧ください。

ここでは、学校施設の避難所運営を検討する上での前提条件として、学校施設の整備に当たっての3つの基本的な考え方をお示しいたします。

として、「学校施設は学校教育を行う場であることから、災害時においても学校運営の再開を最優先に考える」こととしております。

次に、「地域防災計画では、大規模な災害においては、自助・共助の考え方を基本とし、公助として、避難所運営及び避難生活に最低限必要な施設、設備、物資・備品を府中市が提供する」こととします。

次に、「避難所としての機能を向上させるために整備する設備は、平常時の学校運営で使用出来るものとし、使用出来ないものは費用対効果を十分に検証する」こととします。

資料を1枚お開き願います。

資料上段、シート5、「避難所運営に関する整備方針(案)」になります。先ほどまでの、前提条件に基づき、避難所運営に関する整備方針(案)をお示しいたします。なお、この整備方針(案)については、下の印の注釈に記載のとおり、避難生活者が学校施設を利用する場合の整備方針であり、学校運営再開のための整理は別途行っていく必要があります。

それでは、はじめに、一番上の「共通」では、「校舎・体育館の耐震性を確保する」、「天井等の落下・転倒対策を行う」、「避難所運営に必要な非常用の電源・給水・ガス・トイレを確保します」、「体育館から近い位置に、防災倉庫を設けます」の4項目としています。

次に、校舎に関する整備方針(案)では、「災害時に避難所として開放する範囲は、多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室とする」、「家庭科室は1階に配置し、炊き出し出来るようにする」、「多目的ルーム・会議室・和室は1階に配置し、災害時要援護者の避難所等、多目的に使えるようにする」、「学校運営強化内容をセキュリティに配慮する」の4項目としています。

次に、体育館に関する整備方針(案)として、「避難者の受付・管理を行うことが出来るスペースを設ける」、「避難所運営用の情報通信設備(テレビ・電話・w i - f i ・防災無線等)が使用出来るようにする」の2項目を記載しています。

恐れ入りますが、資料34の「各諸室の使い方と設備稼働の考え方」をお開き願います。

これより、資料33シート2の「避難所運営を具体化するための検討フロー」の「各諸室の運用方法の決定」について、「供給範囲の決定」について、ご説明いたします。

資料34は、「避難所として開放する諸室」の決定と、その諸室の運用想定を行い、「必要な設備」と「その設備を稼働させるためのライフラインの供給方法」について、検討するための資料となっています。

まず、この資料の見方ですが、一番左上の青い帯が、災害時の「学校運営と避難所運営」

の時間ごとの状況、二つ目の青い帯「避難所として開放する諸室」は、各諸室の使い方と時間ごとの運用状況について、一番下の青い帯「ライフライン」は、地域防災計画に基づく、ライフラインの供給状況を示しております。一番上の赤い帯は、発災直後を起点とし、「7日後」、「長期化」という表現を用いて、右側に進むにつれ、時間軸を推移させております。

はじめに、一番上の青い帯、「学校運営と避難所運営」についてですが、「学校運営」については、大規模な災害が起きた場合、発災直後から閉校となり、児童・生徒の引き渡しを行うなどの対応を行うとともに、学校長は早期に学校運営を再開出来るよう、応急教育計画を立てることとなります。

次に、その下、「避難所運営」では、発災直後、体育館等の建物の安全が確認された後、避難所の「運営」が開始されます。原則は7日間としていますが、必要に応じて延長されません。

避難所の運営で使用する範囲については、その下の青い帯、「避難所として開放する諸室」に記載しております。

一番左が「諸室名」となっておりまして、開放する範囲は「体育館」と「校舎」のうち、多目的ルームから廊下まで、また、防災倉庫、外灯も使用することとしております。

その右に移って、それぞれの「諸室の使い方」、その隣が、時間軸に対する「諸室設備の運用想定(案)」を記載しております。

体育館には、「本部」、「避難所」を設置し、「トイレ」を避難者が使用することとしております。

「諸室整備の運用想定(案)」では、それぞれの使い方に対して、必要な機能をグレー地で記載しております。体育館の本部を一例として見ていきますと、照明・コンセント・換気・空調・水道を必要な設備として設定し、グレー地で記載をしております。

右側に移りまして、縦に下まで抜けたオレンジの細長いラインは、「ライフラインの状況」を示しており、発災直後に断絶した場合を想定して、左側のオレンジの縦のラインが、「停電・断水・都市ガス停止」と、それ以降、右側のラインは、地域防災計画のライフラインの復旧期間をもとに、7日後に「停電復旧」、30日後に「水道復旧」、60日後に、「都市ガス復旧」のオレンジラインを記載しております。

いったん、資料33のシート6「避難所運営用の設備に必要なライフライン」をお開き願います。

このシートでは、各ライフラインとグレー地で記載した避難所の設備の関係について、整理を行っております。

はじめに、電気となりますが、避難所運営に必要な照明・コンセント・換気設備・通信設備・空調設備等の稼働のために供給が必要で、停電となった場合には、設備を動かすための電源を確保する必要があります。

次に、上水道は、飲料水・トイレ洗浄水・手洗い用水・調理用水等に供給が必要で、断水した場合、別途、受水槽やプールの水、ペットボトル、給水車等による水の確保が必要とな

ります。

次に、下水道は、トイレ排水・手洗い排水・調理排水で排水処理が必要で、下水道管が破損した場合には、貯留施設等の確保が必要となります。

次に、ガスは、ガス式の空調や炊き出し等に供給が必要で、都市ガスの供給が呈した場合には、カセットコンロやLPガス等の確保が必要となります。

もう一度、資料34にお戻り願います。

ただ今のライフラインと設備の関係を基に、ライフラインが停止した場合に供給が必要な設備については、赤枠で「稼働」として記載し、その後ろに括弧書きで確保する項目を記載しております。

この表の見方を体育館 本部を例にご説明をさせていただきます。本部の使い方は、左から2番目の使い方の記載の通り、府中市災害対策本部との連絡窓口と避難生活者の受付を行うことで、記載はございませんが体育館のエントランスに設置することを想定しています。その右隣に、その使い方に対して必要な設備を記載のとおり照明から水道の5項目としています。初めに、照明・コンセント・換気については発災直後からポンプの運営のため稼働させたい設備となりますのでそれぞれ赤い矢印で稼働としております。また、電気が復旧する7日後までが赤枠で記載しているのは、停電の場合に非常用の電源を確保する必要があることを示したもので、7日目以降は、電気が復旧することから、通常通り稼働させることが出来ることとし、赤い縁取りは消しております。4つ目の空調については、現在体育館に空調を設置しておりませんが、仮に体育館に空調を設置した場合、ライフラインの停止時に空調を稼働させるには電気・ガス式のいずれにおいても、非常用電源やガスバック等で大容量な設備を設置しておく必要があることから費用対効果を考慮し、発災直後は停止することとしております。

次に、水道については、避難運営者の飲料水や応急救護で使用する水等となりますが水道が復旧する30日間は代替の飲料水や用水を確保する必要があることとしています。

避難所以下については諸室の使い方のみご説明させていただきます。避難所については現在と同様に体育館のアリーナを使用することと考えております。上から2段目のグレー字コンセントについては停止としておりますが、こちらは避難所での生活スペースとコンセントの位置によって、コンセントの利用に公平性が保てない場合に避難所の秩序が崩れてしまう可能性があることから当面の間は停止という形でみております。

トイレについては避難者が使用出来ることとしております。次に校舎の 多目的ルーム・ 会議室は要援護者の避難所や運営者の控室として使うなど、柔軟に使用することを想定しています。家庭科室は炊き出し等で使用することを想定しております。トイレ以下については記載の通りといたします。それでは、資料33へお戻りいただき、シート7をお開き願います。

ここから、「避難所運営を具体化するための検討フロー」のうち、「供給方法の決定」について、ご説明いたします。

先ほどの、ライフラインの断絶期間に、避難所として必要な設備をどのように稼働させるか、その非常用のライフラインの確保の方法について、一例を記載させていただきました。

右側の凡例のとおり、緑色の線が電力ケーブル、オレンジ色の線が給水管、赤色の線が排水管、紫色の線がガス管となります。各線の点線部分は、ライフラインが停止した場合に、仕様が出来なくなる部分を示しています。

緑色の線「電気」では、左上の電力会社からの電力供給が停止した場合、非常用発電装置や太陽光発電を設置していると、校舎や体育館、防災倉庫等へ電力を供給することが出来ます。

次に、オレンジ色の「給水」では、通常時は、右下の丸印の水道本管から、受水槽に水を貯め、ポンプを使用して屋上の高架水槽に溜めた後、使用時に高架水槽から各諸室へ給水しています。断水した場合には、受水槽に水が供給されなくなるため、受水槽と高架水槽に貯留された水が、使用出来る水の量となります。また、同時に停電が発生していると、ポンプが作動しないため、高架水槽に組み上げることが出来ませんので、受水槽の水を利用する場合は、受水槽の蛇口から、水を取り出すこととなります。

次に、赤色の排水管ですが、後ほど、非常時のトイレ運用の際に合わせて、ご説明します。

次に、紫色の「ガス」になりますが、都市ガス本管が破損した場合には、ガスの供給が止まってしまうことから、LPガスをガスボンベやガスバルクで貯留している場合には、ガス供給は行うことができ、家庭科室でのガスコンロやガス方式の空調機などに使用することができます。

非常時のライフラインの確保策は、各諸室での想定使用量によって、設置する代替策が簡易的な備品で対応出来るか、設備としてあらかじめ整備をする必要があるのかなど、改築費用にも影響を与えることから、通常時の使用を前提としたうえで、費用対効果を検証し、過剰な投資とならないよう、検討していく必要があるものと考えています。

それでは、資料下段、シート8「非常時のトイレ運用について」をご覧ください。

上の四角囲みに記載のとおり、府中市地域防災計画では、被災後、断水した場合には、学校のプール等の水を洗浄水として使用し、下水道機能の活用を図ることとしています。

また、下水道が破損した場合は、発災後3日目まではし尿収集車による収集・運搬が困難な状況とされており、4日目以降から、し尿収集車による収集が開始されるとされています。次に、下の図はトイレの給水・排水のフロー図の一例となりますが、トイレの洗浄水は通常時は、ポンプで汲み上げ高架水槽に溜めた水を、各トイレへ給水しています。

その後、汚物と一緒に排水され、学校敷地内の配管を通り、下水道本管へ排出されます。この方式で断水した場合には、高架水槽の貯留分は各トイレへ給水できますが、それ以降は、高架水槽からの給水は停止します。そのため、プール用水等を、災害時に体育館等の一部のトイレへ供給する配管とすることなどで、洗浄水を確保出来る可能性があります。

また、下水道本管が破損した場合には、汚物を排水することが出来ませんので、地下に汚物貯留施設を設置した場合には、し尿収集車の収集が行われるとされる4日目までトイレ

を使用し汚物を貯留することが可能となります。

資料を1枚めくっていただき、シート9、環境面の検討事項をご覧ください。最後に環境面の検討事項となりますが、資料に記載した施設整備にあたっての環境施策として文部科学省等が作成したエコスクールパンフレットを掲載しております。青く囲んだ部分が避難所運営での使用も併せて検討する項目。緑囲みが環境施設のみで導入を検討する項目として区分けを行いました。環境施策については環境負荷の低減に繋がる一方で、イニシャルコスト・ランニングコストに与える影響が大きいことから、下のピンク色の囲みの記載の通りコストや教育面への効果・避難所運営での使用を十分に検討し、導入する環境施策を決定していくと考えています。

資料の説明につきましては、以上となります。

会長 ありがとうございます。資料33と34についてご説明いただきました。そのうち大半は防災に関する事で、最後に環境面の検討事項ということでご説明があったと思います。今回の要点としては、避難所の運営、発災時にどうするのかということの検討フローを、まずは確認いただいたということですね。それから検討フローに基づいて2つの前提条件が提示されていたかと思います。一つは、府中市の地域防災計画の中に書かれている様々な諸条件というのが前提になるということ。ページでいうとシート3に書かれているところ。もう一つは学校施設を避難所として使う場合、その運営を検討する場合の前提条件ということで、3つの考え方がここに示されている。あくまで学校施設は、主たる目的が学校施設ですので、それを災害発生時に、そういう準備をしておいて、避難所としてもしっかり使えるようにしようということが、ここでなされてきた議論ですので、その考え方の整理、前提条件として整理していただいているということになります。これらの2つの前提条件に基づいて、避難所運営に関する整備方針の案ということで具体的なそれぞれの場所への配慮事項と、さらに資料34の方で避難所として使う場面が発生した時に、発災直後から段階的に機能を回復していく過程で、どういう風なことになるのか整理していただいているということだと思います。学校の中の施設ですから、学校が避難所としての運営のためにどこを開放するのか。それらの場所をどう使うのか。その時にどのような機能が必要で段階的な変化にどう対応出来るように考えておくのか、ということが資料34に示されていることだと思います。その際に様々なライフラインが止まってしまう可能性がありますので、その場合にどこの部分をどの程度まで備えるのかというのが、電気・上下水道・ガスの供給、それからトイレの運用ということで考え方が示されているということになります。最後に環境面の検討事項ということで、これもおそらくこのリストにあるようなものというのは、様々なことが技術的に可能なものが列記されているわけですが、これを全部やってしまう

と大変なことになりますので、先ほどご説明があったようにイニシャルコスト・ランニングコスト・教育面への効果、前段でご説明があった避難所運営のことも考えて、府中市の学校の中でどれを積極的に選択していくのか、あるいは、どれをあまり無理せず、選択をしないでも良いという考え方をとるのか、というのは整理する必要があるということだと思います。これらについて少しこの後、議論していきたいのですが、皆様からご質問でもご意見でも結構ですのでいただければと思います。いかがでしょうか。

委員 資料34で校舎の避難所として開放する場合の使い方について書かれていますが、この表によると空調はすべて電源が落ちるために停止となっています。例えば高齢者であるとか、乳幼児、障害者で体温のコントロールが非常に難しい人の場合、寒い時は上に着れば何とかありますが、暑い時は熱中症に直結してしまうので、すべての部屋を非常用の電源で空調を動かす必要はないと思いますけど、どこかの部屋では確保する必要があるのではと思います。照明に関しては日中であれば要らない。多目的ルーム・会議室は、窓があれば日中なら照明はいらないので、その部分の非常用電力を冷房設備にまわすとかという工夫も考えられる。技術的にどうなのかはわかりませんが、暑い時の空調の対策というのが、避難所として使う場合には必要なのかなと思います。

会長 この点については事務局何かありますか。

事務局 先ほど説明したとおり、電気を使う機能というのが、照明やコンセントなど比較的容量が小さいものと、空調のように容量が大きいものとあります。おそらく、全部の範囲で空調をつけると、かなりの容量の非常用電力を確保しなければいけないという課題が出てくるかと思います。非常時の電源として、環境面も配慮して太陽光発電を導入した場合、太陽光発電については容量が大きいものも多く、また、非常用電源については非常時しか使わないバックアップ電源となりますが、かなり多様な範囲で電力供給が出来るという状況があります。そういった特徴なども考慮しながら、どこの範囲まで空調をつけるのが理想なのか、というのは精度を上げて検討していきたいと思っております。

会長 若干、私の方から今の点について付け加えさせていただくと、おそらく、体に負担がかかるのが辛い方々に避難所で暮らしていただくことを考えると、電気が使えて、空調が使えるのがベストなのだと思うのですが、こういう事態になると、なかなかそうはいかない。そうすると、考え方としては2つ考えられると思います。1つは、アリーナが主な避難所だ

けれど、そういう方が優先的に使えるようなところを別に確保して、そこに電気や空調を優先的に振り当てていくというのが、1つの考え方です。体育館全体を空調しようとするとな相当なエネルギーが必要ですので、比較的限られたエネルギーを投入することが出来るような部屋を設けるといのは1つの考え方で、これはこの資料34だと多目的ルームの使い方について少し書いてありますが、これも検討していくべきことだと思います。ただ、多目的ルームがとれるかどうかというのは、個別の学校ごとの校地の状況や児童数・生徒数によって必ずとは限らないので、その辺は要検討だと思います。もう1つは、通常は今の時代、エネルギーを使って空気環境を改善するのですが、熱環境も含め、必ずしもエネルギーを使わなくても出来ることはあって、例えば、空気は動くので温まった空気が抜けて冷たい空気が導入出来るような、建築的な工夫をある程度やっておくことによって補っていく。本当に暑い場合はなかなか難しいのですが、それによればだいぶ条件が緩和されるので、中間期などは対応出来る可能性はありますし、場合によってはそのための通風にエネルギーを使う。エアコンで冷やすのではなく、空気を動くようにしてあげて、本当に厳しい時から条件を良くするという事は体育館でも出来るので、これはもしかしたら、最後に出てきた環境面での部分にうまく掛け合わせて考えられるというはある。そうであれば仮に電源が落ちていて、太陽光発電くらいしかエネルギーがなくても、せめてファンが回せたりということで、普通の方々の避難所の環境を改善することに繋がる可能性があるのでは、少し検討していただくと良いのかなと思います。少し長くなりましたが、補足事項として、今、委員からの意見も踏まえてご検討いただくということによろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

委員 先ほど、資料33シート7のところ、非常用ガス供給のガスボンベ・ガスバルクの話で、都市ガスが止まった場合に流用出来るというお話だったのですが、基本、都市ガスとLPガスではバーナーが違うので、都市ガス用で入れたものは、LPガスでは対応が出来ないと思います。もしこの形を考えるのであれば、もともとLPガスで使える給湯器なり、炊き出し等で使う簡易的なバーナー等、防災倉庫に保管をしてないと、既存の都市ガスで使っている器具は一切使えなくなるはずですが。僕のイメージだと、保健室は、今現状では、瞬間湯沸かし器が入っているかと思いますが、1階に保健室がある場合であれば、保健室の給湯関係はLPガスを設置しておくという形や、学校の給湯室のガスコンロもLPガス対応にしておくと、都市ガスが止まった時にも対応出来ると思います。給食センターもその恐れがあると思うのですが、今のガスバルクの対応だとその辺の対応が出来ないと思うので、そういう形で設備面から考えなければいけないと思いました。

トイレの利用についての部分で、基本、トイレの下水道本管が潰れるということ、府中

市管工事組合に、東日本大震災が終わった後に東北に研修に行かれた時の話を聞いたのですが、上水は仮設を作って1週間程度で復旧が出来ると話は聞いているのですが、下水道の本管の方がどうにもならず、汚物が流せないという話を沢山聞いていましたので、この形が一番良いのかなと思いますし、府中市全体の話になるのですが、下水道工事が今後、府中市が下水道をいれて50年以上が経ってきているので、その辺の部分からフレキシブルに下水道の本管を入れたり、ここの担当課ではないのですが、公共施設に関してその辺り、避難所という部分も考えていかないと厳しくなるのかなと思いました。あと、それに伴ってなのですが、資料34にある体育館のトイレまたは学校のトイレ、避難者が使用となっていると思いますが、基本、本管がつぶれると4、5回までは流せると思いますが、避難者に利用されて汚物が流れなくなった時に、臭いなりがすごいことになる、避難所として、校舎内は、特に子供たちが学校をすぐに使える状態に、と謳っているにも関わらず、使ってしまうと臭い等、衛生的にも良くないと思うので、基本、トイレを使うことを表に出さずに、仮設トイレで汚物を貯められるところで、外で使うことを前提にしておいた方が良いと思いました。

会長 今、ガスの種類の話、トイレに関連して下水道の本管の話、学校の校舎トイレの話の3点のご意見がありましたが、これらについて何か回答することはありますか。

事務局 委員からご意見いただきましたガスバルクについて、現状本市では4校で導入をしているところです。導入した経緯ですけれど、実は空調の熱源が当初の場合ですと、電気・都市ガス・プロパンガスの3種類での熱源となっておりまして、大規模な改修があった時に、災害用としての提案がありましたので、このガスバルクを入れられるところは入れてみよう、ということで、現在、小学校では四谷小・日新小・中学校では二中・十中に入っています。まさに委員からいただいたところが全く同じ課題で、今直面しております。これは防災危機管理課と連携をとることが一番重要だと考えておりまして、防災危機管理課は、ガスバルクについて想定していなかったということで、ガスバルクは非常に使いやすく家庭用ソケットでそのまますぐに使えるということで、各避難所には防災釜があり使うのに少し技術が必要なものがあるのですが、ガスバルクについてはマッチ1本ですぐ着いてしまう。火力も非常にありまして、長い時間使えるということで、この辺につきましては、委員に言われたところを今後進めなければいけないと思っているところでございます。ご意見ありがとうございました。

トイレにつきましては仰っていただいたように、学校施設課でも色々議論がありまして、

水が使えない際には、貯留で対応していくというのですが、実際には貯留してもバキューム車でどれだけ汲み取りできるかという課題もありますので、その場合にどこまで貯留して耐えることができるのか、今後さらに突っ込んだ議論が必要かなと思っています。

会長 ありがとうございます。前者のガスに関してはすでに4校で取り組みがされているということなので、引き続きご検討いただくということなのだと思います。後者のトイレの運営等に関してはなかなか予想がつかないですから、どの程度の規模でどういう被害が出るのか、難しい面だと思います。過度にオーバースペックな準備をすることは出来るわけですけど、備え過ぎてしまってもいけないというのは大変悩ましいところなのかなと思っています。関連して2点ほど確認したいのですが、1つは非常用トイレの運用のところ、プール水の活用が書いてありますが、おそらく基本的には先ほど言ったように、エネルギーが落ちている可能性がある、自然流下でいくということだと思います。そうすると、高さの関係で必ずしも自然流下で十分に利活用が出来ないケースが出てきたりする可能性もあるので、そのことも、もしかしたら施設計画を考える上では一つの考慮事項になってくる可能性があります。そうはならない場合もあると思いますけれど、仮にプールが高い位置にある場合はこの問題は発生しないのですが、逆にそういう位置にプールを整備するとコストが出てきたりしますので、同じ地上面にある場合というのは、必ずしも思うようにいかないケースも出てくるかもしれないと思いました。もう1点は先ほどの校舎内のトイレですけど、シート8の図が少し誤解を生むようになっていて、校舎内全部に接続されていますよね。おそらく、資料34の方で校舎と書いてあるのは、校舎全部ではなくて、避難所運営として使う部分のみが該当になっているので、おそらく付帯施設としてあるトイレのみが、そこに開放される部分だと思う。主に体育館に付属しているトイレを開放的に使って、2次的にというのがここになってくるので、それが先ほど委員の懸念にあったように、全部のトイレではないというのは整理をしておいた方が良いのかなと思いました。検討に加えていただければと思います。他にいかがでしょうか。

委員 資料34で体育館の運用について、先ほどご説明があった中で、エントランスについて、私は協議会の3回目でホールといった言い方をしたのですが、現実的にほとんどの学校の体育館にエントランス、ホール等がないため、本部として設置するスペースがないという話をしました。三中や十小の新しくできた建物については、それに相当するようなエリアが確保されていますが、三小や小柳小では、本部を設置するような災害や緊急性をもった場合には、本部としては、校舎と体育館の連絡通路などの非常に狭いところを使うことになり

ます。あるいは、災害の内容によるけれども、時間的な余裕があれば仮設テントを外に設置してそこを本部とする、そういうような対応をしなければならないこととなります。現実的には、現状建て替えをしようと、あるいは改修しようとしている、ほとんどの小・中学校は、そういう形態となっている。今日事務局にお届けした資料では、写真の体育館はかなり広くなっています。これは埼玉県ですけれど、エントランスは広くなっており、なおかつその中にスロープが設けられていて、車いすの移動も出来るようになっています。なおかつ、各校舎に対する移動もそれぞれ繋がりがあります。現状、少なくとも今の小学校の通路スペースよりは非常に余裕があります。アリーナの出入りや先ほど空調のお話がありましたが、校舎全体としての空調やアリーナとの連携がうまく接続されているというように、素人目で感じられたところです。また、アリーナの上にプールがあるわけですが、先ほど、非常時のトイレ運用の中で、プール用水の活用とありましたが、三中のように屋上にプールがあれば、上から下に当然水を落とすわけですから良いでしょうけれども、たとえば四小もそうですけども、小学校ではほとんどがプールは外にあり、体育館と離れていますよね。そこから水をどうやってもってくるか。例えば、ポンプで運搬してとか、機材を持ち込んでやる話になるかもしれないですけど、インフラがつぶれている状態だとそれも出来ない。そういうような課題を抱えているのではないかなと思いますので、検討をお願いできればと思います。

会長 ありがとうございます。今委員からいただいたご意見の、最初の方の本部の設置に関してですが、おそらく資料3 4で示されていることは、体育館の中で本部・避難所・トイレそれぞれ使い方が違うので、すべてが一室。トイレは当然分かれるのですけれど通常は本部と避難所が分けて設置出来ないの、一室だと色々問題があるので、願わくば、これを違う部屋で処理出来る方が使い方としては良いだろうと。その時に、本部になる空間が追加的であれば良いのですが、今整備されている体育館ではないものが大半であるということですよ。これは事務局に考え方をお聞きしたいのですが、1つは建て替えを機に、条件が許せばそういう空間を体育館の中に設置していくということですよ。そこまでいかなくても体育館の付近に、先ほどテントと話がありましたが設営可能なようにしておくのがあります。この辺を、全部がうまくホールが本部に使えるように整備できれば理想的ですが、そうならなくても、そういう視点で考えていくということでもよろしいでしょうか。

事務局 ただ今委員と会長の方からお話しいただいたとおり、事務局もそのように思っておりまして、新しい学校につきましては、協議会でもご意見をかなりいただいておりますので、体育館の中にエントランスを設けて、そこに運営本部を設置する措定で、避難者の受

付からの流れが、スムーズに対応出来るような形で作っていくべきなのかなと思っております。一方、古い学校については、そういったスペースが現在はありませんので、現状の避難訓練等を見ていると、テントや屋根があるところを利用して運用している状況がありますので、新しい学校についてはうまく改善できた学校を作っていきたいと考えております。

事務局 今の話、現在防災危機管理課と連携が必要な部分と考えております。あくまでも、避難所運営における中心となる課は防災危機管理課というところがありますので、ここはしっかりと私たちの今の防災危機管理課の考えを組み合わせ、より良い避難所を作っていきたいと考えています。

会長 今、事務局からご回答がありましたように、今回こういう計画を作ってこれから改築していくわけですから、備えていくという視点をちゃんと入れていくということと、整備をしていく内容と、それをどう使うのかという連携をしっかりとやっていただくということを確認させていただくということで、お願いしたいと思います。

委員 防災の話で2点ありまして、1点目は、資料30の発災直後から1週間の非常用電源でこれだけの設備を動かすだけでも相当な電気容量が必要ではないかと思っておりますが、今の検討条件ではどのくらいの容量を非常用として確保しようとしているのか簡単に教えてほしいと思います。

2点目は諸条件で避難者想定というのが最大で6万人くらいとなっておりますが、小・中学校33校に分かれていった場合に約2,000人の人が行く計算になるのですが、学校として受け入れる立場としての被災者想定人数というのがあれば教えてください。

会長 今、非常用電源の件と、諸条件の避難者想定のご質問がありましたがいかがでしょうか。

事務局 今の質問ですが、1点目の非常時の電源の容量ですが、今回示させていただいた資料の想定で、どのくらいの電力が必要となるかをシミュレーションした場合、照明やコンセント、空調などで合計70kwくらいは必要になってくるものと思っております。そのうち空調が50kwくらいを占めてしまうのではないかと考えています。一方、それを賄う電源についてですが、新しい学校についている太陽光については20kw程度の大きさとなっ

ておりますので、太陽光だけではこの電力を賄うことは難しいと考えております。一方で、非常用電源については色々な方式がありますので、70kwの電源を確保出来るものと考えておりますが、デメリットとしては日常的に使うことが出来ませんので、そういったものに、それだけお金をかけて設置するのかというところが課題なのかなと思っております。

2点目の体育館の受け入れ収容人数については、地域防災計画では、災害発災時には3.3平米に対して4人、長期収容としては3.3平米に対して2人、1畳に1人が寝泊まりしているという形で体育館の面積から割り返して収容人数を当て返しております。学校だけの人数というのは計算できていないのですが、府中市全体の人数として、長期の収容可能な人数については約3万人となっております。一方、短期間の間に収容出来る人数としては5万6千人という形で想定しておりますので、先ほどの避難者の想定人数はクリアしていると思っております。

会長 今ご回答いただいた点よろしいでしょうか。

委員 公共施設のうちの一つとしての学校施設として、想定した受け入れ可能な人数が設定されていれば教えてください。

会長 今、ご用意がないと思いますので、今後おそらく先ほどご指摘があった非常用電源も、まずは考え方を示していただいて、今後の検討に向けて道筋を整理している段階ですので、避難収容人数についても同じように整理をしていただいて、今後整備方針が出て、段階的に計画につながっていく中で、しっかり落とし込めるように進めていただくということによろしいですか。他いかがでしょうか。

委員 トイレのところに戻りますけれど、教育委員会の方で、東京都は体育館、避難所の場合、マンホールトイレを使っていきましょうという方針が確か出ていたと思ったのですが、そこは反映されているかどうか。それと、汚物がバキュームでやると、先ほど懸念事項で出ましたが、水洗化できるバキューム車がない。その時に連日、自分も避難所に行ったことがあります。仮設トイレを使う時に汚物を流す流さないで、出来るだけ少ない量で流すということを運営の中に入れておくと、施設を設置するのに大きめではなく、小さめの施設が入るということになります。現実的なことでプールの水を体育館に流していた時は消防用のホースで流したという事実があります。トイレはバキューム車が仙台には来ませんでした。トイレは非常に重要ですから、その辺のご確認をしていただきたいと思っております。

会長 これについては回答いただいた方がよろしいですか。

事務局 東京都の防災に関するトイレの設備に関してどのように考えているかということで、一つの捉え方ですが、平成29年度から防災機能強化のための公立学校施設トイレ整備支援事業ということで、トイレの洋式化と合わせてそういったものを整備する場合は補助金が交付されることになっておりますので、東京都としてもその辺については積極的に整備していきたい方向性があると思います。これにつきまして、本市も今回改築する場合については、補助金もしっかり注視しながら、活用できるものについては、財源を確保しながら整備していきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。先ほどの件とも関係しますが、施設の整備するところと、それをどう使うのか関係していきますので、引き続き連携を取っていただくということと、協議会としては最初の部分でも確認しましたが、学校施設を整備するので学校施設として主に使うという視点と掛け合わせてということになりますので、こちらの資料シート3と4で整理していただいて、2つの諸条件を前提として進めるということを改めて確認をさせていただいて、ということで考えております。だいぶ時間も過ぎてしまいましたが、防災のことは毎回かなり白熱した議論になりますが、他の議題も続いておりますので、特になければこの議題はこのぐらいにさせていただこうかと思うのですが、よろしいですか。それでは議題2は以上といたします。

では次に、議題3の「3校地内配置の考え方及び諸室整備方針(案)」について(体育館・プール・校庭)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。

資料35「校地内配置の考え方及び諸室整備方針(案)」について(体育館・プール・校庭)」をご覧ください。

ここでは、校地内の配置の考え方と、前回に引き続きまして、諸室整備方針(案)として、「体育館・プール・校庭」について、ご議論いただきたいと思っております。

それでは、資料下段、シート2をご覧ください。こちらは、前回もお示ししております、「府中市としての目指すべき学校施設像」を達成するための全体方針となりまして、前回から変更はございませんが、諸室整備方針と関連性があることから、改めて掲載しております。

資料を1枚めくっていただきまして、シート3をご覧ください。こちらは、体育館・校庭・

プールの整備方針（案）となります。

はじめに、表の上段、「校庭」の整備方針（案）になりますが、上から順番に、「授業や部活動、集会等の学校活動に支障がない大きさ・仕様とする」、「校庭は避難所としての機能や地域開放時への対応も考慮し、地上に配置する」、「近隣住宅への騒音、砂ぼこり等の影響を出来るだけ避けるため、配置やグラウンドの材質に配慮する」、「体育館から近い位置に、防災倉庫を設ける」、「授業や学校活動で使用する体育器具を設ける」の5項目としています。

続いて、体育館の整備方針（案）になりまして、上から、「授業や部活動、集会等の学校活動に支障がない大きさ・仕様とする」、「体育館は避難所としての機能や地域開放時への対応も考慮し、原則として地上に配置する」、「通風、換気、自然採光に配慮したつくりとする」、「体育館のエントランスにはスロープを設置する」、「授業や学校活動で使用する体育器具等を収納出来るスペースを設ける」、「催しや式典で使用出来るよう、ステージを設置する」、「災害時の避難所としての運用を想定し、エントランスやトイレ、情報通信設備等の必要な付属機能を設ける」、「地域開放時の運用を想定し、エントランスやトイレ等の必要な付属機能を設ける」の8項目としています。

続いて、プールの整備方針（案）になりまして、上から、「授業や部活動等の学校活動に支障がない大きさ・仕様とする」、「原則として地上に配置する」、「更衣室・シャワー・トイレ・見学スペース等の必要な付属機能を設ける」、「プールにスロープを設置する」の4項目としています。

次に、資料下段、シート4、「校地内配置決定までの検討フロー」をご覧ください。ここでは、「校庭・体育館・プール」に校舎を加えた、校地内全体での配置について、ご説明いたします。

校地の状況については、これまでの各諸室整備方針の中に記載した配置に関する項目を、配置に関する考え方の前提としながらも、学校ごとに、校地の面積や、現在の各建物の配置位置などが異なることから、それぞれの学校に合った最適な配置を考えていく必要があるものと考えています。

そういったことから、校地全体の配置については、グレー地の四角囲みに記載したとおり、学校ごとの諸条件や地域特性にも配慮し、校舎配置と共に、学校個別の計画の中で、検討を行うことといたします。

その下に、学校個別の計画検討フローとして、どのように各学校の改築時に改築プランを立てていくのか、その手順を記載したものとなります。

手順としては、赤枠で囲んだとおり、諸条件整理、複数案の検討、計画配置案の決定としておりまして、配置に関する検討は、複数案の検討の中で検討することとしており

ます。

はじめに、一番上の赤枠、 諸条件整理として、4つの項目を記載しております。

一つ目が、「敷地条件」として、校地の広さや周辺道路の状況などの整理、二つ目が「法的規制」として、都市計画法や建築基準法などの関係法令による制約等の整理、三つ目が「建設条件」として仮設校舎なども含めた建替え手順の整理、四つ目が「地域特性」として学習活動や地域開放などの学校の独自性部分の整理を行っていき、建築を行う際の考慮すべき諸条件を整理していきます。

次に、 複数案の検討として、基本構想段階で、 で整理した諸条件をクリアした複数案を作成します。その複数案の検討に当たっては、四つの項目を検討することとしています。一つ目が「学校施設規模」となりまして、児童・生徒数や複合化などの検討を踏まえた学校施設の規模を検討します。二つ目が「体育館・校庭・プールの配置」で校地全体の配置について、複数案を作成し検討を行います。右側の矢印で、検討の方向性(案)ということで、複数案の検討事例を示しております。

複数案の検討に当たっては、全校共通の「整備方針」による配置・プランを基本とするが、限られた校地を有効活用するための案も検討することとしております。

下の表は複数案のサンプルを記載しておりますが、一番左側に現状、右側に複数案として3案を示しております。現状の学校は、「校舎3階・南側に校庭がある」作りとした場合、A案は現状と同じ配置での建て替えとなります。この場合、仮設校舎が必要となりまして、一般的には、校地内に仮設校舎を建設し、新校舎が建設されるまで、仮設校舎で学校運営を行うこととなります。

B案は、「校舎3階・北側に校庭がある」案で、現状から、校舎と校庭の位置を入れ替える建設パターンで、新校舎を校庭に新設した後、旧校舎を解体する方法のため、仮設校舎を建設する必要がありません。

C案は、「校舎4階・西側に校庭がある」案で、体育館とプールを一体化して複層化する他、校舎を3階から4階にすることで、校舎の敷地面積を抑え、校庭等が広がる造りとなっています。

このように、限られた校地の中で建設出来る改築パターンを複数案作成して、周辺の環境や校地の大きさ、学習環境、工期等、それぞれのメリット・デメリットを比較することが必要となります。

三つ目は、「校舎配置」として、校舎内の配置について検討を行います。四つ目として、建替えに当たっての仮設校舎について、合わせて検討を行う必要があります。

そして、「計画配置案の決定」では、先ほどの複数案について、総合的に判断し、最も

その学校に適した配置案を決定し、基本設計段階で、その計画配置案を精査していきます。

このように、配置方針については、これまでの各諸室整備方針の中に記載した配置に関する項目を、配置に関する考え方の前提としながらも、様々な配置計画案を検討した後、それぞれの学校に合った最適な配置を総合的に判断して決定していく必要があるものと考えています。

資料を1枚めくっていただき、シート5「校庭における検討」をご覧ください。

ここからは、先ほどの「校庭・体育館・プールの整備方針」に基づき、主な内容をご紹介しますとともに、現状のつくりの中で特徴的な項目についても合わせて、ご説明させていただきます。

はじめに、校庭に関することとして、1番の囲みについては、「授業や部活動、全校集会等の学習活動に支障がない大きさ・仕様とする」ことといたしまして、左側上段の写真は、

クレーの校庭、右隣の が鉄棒などの体育器具を設置している写真、その下の が平成29年度に整備を行った10中の立ち上げ式スプリンクラーの写真となります。

次に、2番、地域開放時・災害時の運用に配慮して、必要な機能を備えることとして、左下 は体育館の近くに独立して配置した防災倉庫の写真となります。

続いて、資料下段、シート6「校庭の舗装材に関する検討」をご覧ください。

現在、市内の学校で採用している校庭の舗装材は、「クレー」と「天然芝」がございまして、大部分の小学校と全中学校が「クレー」の校庭で、小学校8校で「天然芝」の校庭となっております。

はじめに、クレーの校庭の特徴をご紹介します。クレーの校庭は一般的な土の校庭になりまして、メリットとしては、「幅広いスポーツ、競技に対応出来る」、「維持管理がしやすい」、「養生期間等がないため、使用制限がない」ことが挙げられます。

一方でデメリットとしては、「砂ぼこりが立ちやすい」、「日光の照り返しが強い」ことが挙げられます。

次に、天然芝についてですが、メリットといたしましては、「砂ぼこりが立ちにくい」、「温度の上昇を抑制する」、「緑化が推進出来る」、「自然・環境学習の場となる」ことが挙げられます。

一方でデメリットとしては、「スポーツの実施状況によって、芝生が養生しにくくなる」、「養生期間中に使用が制限される」、「維持管理に人の手間とコストがかかる」、「導入コストがかかる。」ことが挙げられます。

事務局案といたしましては、校庭に使用制限をかけることなく、安定的に維持管理がしやすい、クレーの校庭を導入する方針としていきたいと考えています。

資料を1枚めくっていただきまして、シート7「校庭の舗装材に関する検討フロー」をご覧ください。

現在、芝生がある学校と芝生がない学校がございますが、学校や地域から要望がない場合は、先ほどご説明したとおり、クレーの校庭を導入する方針とし、芝生を導入しない考えを原則といたしますが、芝生化によるメリットもありますので、学校や地域から要望がある場合には、「校地面積に余裕がある」ことや、「日当たりが良い」、また、「維持管理に関して継続的に地域の協力が得られる」ことの条件を満たす場合に、部分芝を含めて天然芝の導入を検討出来ることとします。

次に、資料下段、シート8「小・中学校の体育館の現状」をご覧ください。

ここでは、本市の小・中学校の体育館の現状として、現在の「大きさ」と「使われ方」について、ご説明します。

はじめに、レイアウト図の左側は小学校となりまして、第八小学校の体育館を参考に掲載しています。小学校の下に、括弧書きしたサイズの幅18メートル×奥行27メートルは、レイアウト図内のオレンジに着色したアリーナの部分の大きさとなりまして、概ね全ての小学校の体育館で同じ大きさとなります。

右側は中学校のレイアウト図となりまして、早期改築着手校である第一中学校を参考に掲載しています。

中学校は重層体育館と、単独の体育館とありまして、二つのタイプで大きさが異なりますが、第一中学校は単独の体育館となっています。単独の体育館のアリーナの大きさは、幅26メートル×奥行約32メートルで、単独の体育館の中学校では概ね同じ大きさとなります。

また、小・中学校共に、アリーナに加えて、ステージや体育器具庫、トイレが設置されています

次に、その下のオレンジで囲んだ、体育館の使用例になりますが、学習活動の場として、体育の授業や、学芸会・合唱コンクール等の催しのほか、式典や集会で使用しています。

次に、防災面では、避難所として使用しています。

最後に、地域開放では、バスケットボール・バレーボール等の競技で使用するほか、集会等で使用しています。

資料を1枚めくっていただきまして、資料9「体育館における検討」をご覧ください。

左側、1番の「授業や部活動、全学年集会等の学習活動に支障がない大きさ・仕様とする」では、写真左上の写真が 体育での授業の様子、その下 が防災訓練の様子、その右隣が学芸会等で使用しているステージの写真、 が体育器具庫の写真となります。

次に、2番、「誰もが使用しやすく快適な環境を整備する」では、 はスロープを設置し、段差のない作りとしている写真です。

次に、右側の3番、「地域開放時・災害時の運用を配慮して必要な機能を設ける」では、写真右上、 は体育館にエントランススペースを設けた事例を掲載しております。

次に、資料下段、シート10「プールにおける検討」をご覧ください。

左上、1番「授業や部活動等の学習活動に支障がない仕様・大きさとする」では、左上の写真 では、現在、市内小学校に設置している小プールの写真、右隣 が見学者のための見学スペース、その下の が更衣室の写真となります。

次に、2番「誰もが使用しやすく快適な環境を整備する」では、スロープを設置し、段差のない作りとしている写真です。

資料を1枚めくっていただきまして、シート11「小・中学校プールの面積の比較」をご覧ください。

ここでは、小・中学校のプールの「大きさ」について、説明いたします。

記載のレイアウト図は、更衣室等の面積を除いた、プールの面積となります。

先ほどと同様に、第八小学校と第一中学校のプールを参考に掲載しており、プールの大きさは他の学校も概ね同様の大きさとなります。

小学校は、10m×10mの小プールと25mプールがあり、プールサイドを含んだ面積は約1,140㎡、中学校は25mプールのみで、プールサイドを含んだ面積は約700㎡となります。

小学校のプールは、小プールがあることにより、面積が大きくなっております。

次に、資料下段、シート12「小学校低学年用プールにおける検討」をご覧ください。ここでは、小学校に設置してある、「小プール」について、ご説明いたします。

一番上の水色の囲み「小プールの運営内容」として、「小学校1・2年生が使用していません」。また、「学習指導要領上では、低学年は水遊びが授業項目となっています」、「水泳の授業は、学年単位で行っていることが多くなっています」。

次に、その左下、「小プールの設置目的」 ですが、「水深0.7mと浅いため、低学年が安全にプールを使用出来る」、また、「小プール」と「25mプール」を複数の学年が同時に利用出来るため、効率的な授業運営に繋げることができます。

その右隣が、「現状の使われ方」となりまして、「学年単位で授業を実施する場合、現状の小プールの大きさでは狭い」、「複数の学年がそれぞれのプールを同時に使用することが少ない」というのが現状となっており、設置目的と現状の使われ方にギャップが生じております。

ピンク色の吹き出しのとおり、ギャップの原因としては、「小プールが十分な大きさではない」、「授業形態などのソフト面に沿った整備が行えていない」ことが挙げられます。

「プールのあり方」として、(1) 現行どおり、小プールを設置したプール2槽の場合、低学年が安全に授業を行えるが、夏場のみにはしか使用しないため、稼働率が低いプールで校地面積をとってしまうこと、また、槽が2槽あることで、プールのろ過機が2台必要となるなど維持管理費がかさんでしまうという問題があります。

(2) 小プールを設置しない場合は、校地面積は小さくなりますが、児童の安全を確保するために、水位の調整等により、同じ深さのプールを身長異なる学年で利用するための工夫や調整が必要となります。

説明は以上となりますが、ここでは、校庭・体育館・プールのそれぞれの現状を中心にご説明いたしましたので、現状からの改善点や継続していきたい点等ございましたら、ご意見をいただければと思っております。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

会長 ありがとうございます。では、ただ今の議題3のご説明をいただいたということで、これまで審議会ですべて校舎内の諸室整備方針を前回、前々回と議論してきて、前は主に校舎内の配置のことを議論したわけですが、今回は諸室整備方針としては体育館・プール・校庭ということになります。これら体育館もプールも校庭も比較的平面形状として大きいものになりますので、校舎も含めて校地内でそれらをどう配置していくかということに大きく影響があるものということになります。主に前半の部分の校地内の配置の考え方をまとめていただいているということで、これについてご説明があったように、それぞれの小・中学校が学校によって敷地条件が異なりますので、必ずしもここで整備方針としてこうしますと書いても、それに合うように敷地があるわけではありませんし、大きいところもあれば小さいところもあります。余裕があるところ、そうではないところもありますし、加えて法規制など、実際に建て替えということになりますので、今建っている校舎との関係で仮設をして同じところに建て替えるのか、あるいは空いているところに建てて仮設を作らないのか、等々ということが出てくるだろうということですね。なので、先ほどご説明がありましたように、あらかじめ方針を決めてしまうのではなく、条件の中で、学校ごとの最適解というのを見出すために、複数案を検討して総合的に検討を進める中で、配置計画を決めていく検討フローを、ここでは明確に示していただいているということかと思えます。次に、その中のパーツになるところの校庭・体育館・プールそれぞれについて、個別の整備方針案を示していただいている、それぞれについての要点をご説明いただいたということだと思います。

います。校庭については、特に舗装材の考え方、芝生化を含めてどうするのがポイントになってくるようですし、体育館に関しては、先ほど防災のところでも既に議論していますが、今回その使われ方を想定した大きさなども含めて、資料で示していただいている。最後に、プールについても、小・中学校でどのように現状なっているのか、小学校の場合は低学年の児童がいますので、身体寸法に合わせた小プールの設置などというのが、ここで考え方として示されているということだと思います。これらについて、これから審議をしていくということですので、まずは配置のこと、その検討決定のフローのことについてご意見をいただいて、その次に、校庭・体育館・プールという順番でご意見をいただければと思います。まず配置の考え方について、何かご質問やご意見がありましたら、いただけますでしょうか。

委員 八小を基準に考えると、だいたいこのような配置が多いのですが、後ほど出ると思いますが、体育館利用等の地域開放は、学校と地域コミュニティの関係も出てくると思いますので、たまたま私は参考に写真を提供させていただきましたけれども、体育館とかプール、一般開放が常時出来るような利用の仕方をされている学校もあります。また、セキュリティ面では一つの入り口で対応するのかどうか。また、学校の中の運用面でも、校舎の配置の中で地域との開放を念頭に置いたような配置というか、その辺は考えられるのか。地域に大きい体育館がないとか、一般の人が使えるようなプールがないとか、府中市の場合は市が管理しているプール、あるいは文化センターもあるし、体育館も個別に地域で持っているの、地域の方は利用出来るのでしょうか。学校の構成の中で先ほどのような配置の方針はあり得るのかとかですね。

会長 はい。配置の考え方の中で、特に体育館ですかね。地域開放のことも含めてということでご質問がりましたが、これについて何かありますか。

既に協議会でも議論の中で地域開放というか、地域との連携のこと、先ほどもご意見いただいた防災のことというのは、単なる学校の施設整備ではなくて、一緒に考えるべき二本柱という形で議論を進めていただいていますので、そのことについては、当然ながら今後の個別の計画に反映されてくるというのは了解しているのですが、その前提で、もし何かあれば伺いますが。

事務局 委員からの資料を、私たちも参考にさせていただいているところなのですが、今回の学校施設につきましては、公共施設マネジメントとの連携もございまして、その中に地域開放や複合化等の議論があります。今後、学校はあくまで教育施設ですが、

地域にどれくらい開放していくのか、教育団体と連携しながら子供たちの教育をどういうふうに考えていくのかという視点を改めて考えるタイミングと認識しています。このことから、動線については、何よりも安全が第一。そして教職員の方にも出来るだけご負担をかけないような形で、セキュリティを万全にしながら進めることが、非常に重要と考えています。その考え方をもとに、今回配置計画の検討等につきましても、諸条件の整理の中で地域開放について記載させていただいておりますので、この辺につきましても、先行他市の事例を参考にしながら、良いレイアウト、良い配置をしている場合には取り入れながら、その辺をしっかりとっておさえ学校施設の改築をしていきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。その他、配置関係でいかがでしょうか。

委員 質問と意見になりますけれども、この配置の3つのプランがA B C案出ていますが、これは八小を前提としたプランですか。

事務局 現状、八小を前提としたプランであって、実は八小は非常に特殊でして、今の建築基準法と当時の建築基準法が違って、今と同じような建て方が出来ない状況にあります。そのため、校舎が全く逆の位置になっている案もありますが、詳しくは今年度中に八小の基本構想を立てていくことを予定しています。

委員 八小が前提ということですね。

事務局 前提です。

委員 そうなると、ここにフローを出してくるのは間違っているなと思ったのです。基本的に、校庭は南側、校舎、教室は南を向いて採光を確保する。三中が検討しなければいけなかったのは、北側に教室を作ったのですが、採光のために天窗を作ったわけです。ところが、冬は良かったが、夏はすごく暑くなってしまった。ということもあって、それを考えると、古いのかもしれませんが、校舎は南側を向いて、校庭は南にある。そうすると、冬も校庭がぐちゃぐちゃになりづらくて、芝生もよく生えるのではないかと思います。何が言いたいかというと、二小の建て方は厳しかったということを言いたいです。

会長 ご意見の方は後段の部分ということで。若干補足をさせていただくと、今、委員が

仰ったように、そういう建て方をするのが理想なのはそのとおりで、建築計画的にもそれは王道なのです。問題は王道でやっとうまく建つケースの場合は良いですが、都内の狭い敷地であると、それすら出来ないこともあって、東面の方が採光が良いという場合も出てきたりします。ここでポイントなのは「八小の」と書いてあるのがかえって複雑なのだと思うのですが、むしろここで重要なのは校地内の配置を考えるにあたって、原則王道があるにしてもそれで決めて、これでやりなさいと全部揃えて計画していくよりは、王道や原則があるにしても、個別条件というのがあるので、個別条件に基づいて複数の可能性を見てみましょうというのが大事なのかと思います。比較考慮した時に、それぞれメリット・デメリットが出てくる時に、今までの議論を重ね合わせると、学校として使う時のメリット・デメリットもあるでしょうし、地域開放する時のセキュリティ上のメリット・デメリットもあるでしょうし、防災時の対応の上でのメリット・デメリットがあるかもしれません。これらを、どう優先順位を付けていくのか、全体を見たうえでしっかり判断していくという考え方です。原則どおりにいくのは良いですが、場合によっては原則を外れることの可能性、そこを検討し、その方がメリットが多いという総合的判断が出た場合に、余地を残しておくということかなと思います。複数案の検討とそこの若干の柔軟性の余地を残すというのが、この検討フローのポイントなのかなと私自身は理解をしていますので、それがそういうようなことで、皆さんのご意見がいただけるのであれば組み込んでいただくと良いのかなと思っています。

委員 私が言いたかったのは、ここに王道は王道で残してほしいということをしめあげたかったのです。しかも、それぞれの学校によって土地の形状やら賃借権等色々なことがあるのは分かっていますので、そういったものは、それぞれのケースで柔軟に検討していくという書き方で良いのではないかなという意見です。

会長 はい。よく分かりました。その点、委員の意見は非常に重要な意見ですので、建築計画上の基本的なことを原則としながら、というのをしっかり踏まえて進めるように書き加えていただければと思います。よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

委員 配置の諸条件の中に、車両動線というものの考えをいれるべきではないかと思っています。この間、十小の校庭を工事した時に大型車両がやたら入れやすいという感想を持ちながら、今まで色々な工事をする際に、大型車両を学校に入れるのはすごく大変なはずなのですけれど、何でこんなに大型車両が入りやすいのかなと思ったら、裏門がすごく立派なわけです。校庭まで直接大型車両がどんどん入れる作りとなっているのが現在の十小なの

ですけれど、給食センターの車両も裏門から入りますし、来校された乗用車も裏門から入ります。裏門はガードマンが基本的につかない状態で、消防車が正門から校庭に入らなければいけない条件も加味してなっているのですが、この間の富山の事件じゃないですが、裏門もほぼセキュリティがない状態で危険な人が車で突然突入できてしまう状況となっているのが、今の十小の状態です。その辺も、例えば別件で一小にも工事で行っていますが、一小は裏門から入るとクランクだらけで校庭に行くには大変ですが、正門からは消防車等は入れるという条件となっており、普段入る車の出入りに関しては、非常に学校の中に入りづらい状況となっている。その辺を加味しておかないと、危険な出入口が出来てしまうかなという感じは十小の工事でした。特に十小に関しては新しい学校だったので、その辺について今後の計画の中では加味してほしいなと思っています。

会長 これはご意見ということでよろしいでしょうか。今、委員から意見いただいた、車両動線とサービス動線の考え方も、今後整備していくということをお願いしたいと思います。

委員 北側に校庭が来るとなった場合には、若松小や二小がそうかと思いますが、校庭の一部が日陰になってしまい、雪が降った時に溶けにくかったり、校庭がぐちゃぐちゃになってしまうのはもちろんだけれども、コンクリートのところに雪が降って、積もって溶けなくて滑ってしまうというのは聞いています。昔はしょうがなかったのですね、日照権の問題等もあるから。あちら側に建てるしかなかったというのは聞いているのだけれど、委員も仰ったように南側に校庭というのが王道かなと思います。現在、北側に校庭という良くない条件の学校はどのくらいあるか分かりますか。

事務局 北側に校庭がある学校は、小学校が4校、中学校が1校です。

委員 そういう学校の悩みとか聞いておいた方が良いのかなと思います。

事務局 今、委員の仰っていたご意見、先ほど委員も仰っていただいた、北側の校舎のデメリットは、北側にある教室のデメリットになります。ヒアリングはしています。今両委員仰ったことがまさにそうであって、寒い、非常に湿気がある。校庭では若松小学校でも、校庭の一部の砂を変えたり、工夫をして凍らなくなったのですけれども、基本的には北側校庭の方が凍りやすいという現状があります。そういったものを踏まえても、ただ今ご理解いた

だいているように、どうしても諸条件によってそっちにいかねばいけない、そう建てなきゃいけない状況も想定しますので、これは今の建築技術、これらのことは会長等からご意見をいただくところがございまして、今回調整する中で、建築技術について、少しでもカバー出来るところはしっかりやっていくということ。逆に、今までどういうふうにしていたのかというのは、なかなか出来ていない部分があったと私たちも認識していますので、例えばガラス、建具の在り方、そういったもので寒さを防げるところがどこまであるのか、空気の入りがどう違うのかとか、砂の素材、建て方によって若干日差しが当たるよう段々畑のように校舎を作るとか、少しでも日照時間を保てるような工夫は足していきながら建てることが必要と、現状では認識しているところです。

会長 ありがとうございます。それでは校舎・体育館・プールの件もございまして、もし、他になければ、次に校舎・体育館・プールこのあたりについてご意見をいただきたいのですがいかがでしょうか。

委員 校庭の舗装材についてですが、資料35、シート5の第一中学校の校庭と、スプリンクラーがある第十中学校の写真で校庭の砂の色が違うと思うのですが。今回十中を対応していただいて、砂がすごく良い感じになり、砂埃も少なく、ただ、使っている間に砂の粒子も細くなって多少は砂埃出るのですけれど、以前のグラウンドよりすごく良くなりました。スプリンクラーについても、土の上から出るスプリンクラーではなく、立っているスプリンクラーということで、土の盛り上がっているところに水が溜まることもなく、こちらの方が有効な感じに思います。グラウンド自体も水はけが良く、部活動に支障がない状態が続いていると思います。デメリットに砂埃が立ちやすいと書いてありますが、そこまでデメリットとは感じてない現状です。

あと、シート10にもある十中のプールですが、8月に地域開放しますので是非委員の皆様も見学に来ていただければ、地域開放に向けての案内等も来ていますので、是非ご覧になっていただければありがたいと思います。

会長 今、十中の校庭とプールでご意見をいただきました。今ご意見があった、校庭の舗装材は何か新しい仕様のもが入っていたりするのですか。

事務局 今回十中の校庭とプールもそうなのですが、都市計画道路の工事に伴いまして工事を着手したところなのですが、今回の校庭工事、府中市では採用されていなかった

た、グリーンダストという新しい材料を、他の自治体では評判が高いということもあり、採用しています。水を吸収しやすく飛散しにくいという材料で、一番良い製品を使っています。プールに関しても、今回、更衣室内にシャワーやロッカー等を整備して、地域開放に向けた整備をしたところでございます。

会長 先ほど委員から意見があったように、おそらくクレーか芝かという二項対立ではなく、どうやらクレーの中でも、色々と仕様等で新しいスペックのもので良いものがあるようですので、その辺も少し視野に入れて検討していくということによろしいでしょうか。

委員 まず、校庭を覆う素材はクレーが良いと思います。芝生にするのはなかなか難しいところがあると思うのですが、問題はその下ですね。私、1校目も2校目も校庭の改修工事が入っている学校でずっと見ていたのですが、その中で、校庭を深堀して、路盤材を入れますよね。その際に、プラスチックの管、透水管をその間に入れます。そして、また路盤材を入れてクレーを乗せて固めていくのですが、そうすると、朝まで雨が降っていても20分休みには遊べる。そのくらい透水が効きます。校長としていた八王子市の学校ですが、そこは雨水を貯めこまなければいけない地域で、世田谷区もそうなんですけれども、雨水浸透柵なので、雨水を地面に落とささいという地域であって、そこもやはり同じシステムがあって、校庭そのものが水を貯めるタンクとなっているシステムになっていたりするのですけれど、府中市は特にそういう浸透柵系の地下水に落とさないといけないよとか、先ほど仰ったような形で、水はけを良くしていくようなことを考えていらっしゃるのか。

会長 今、委員からいただいたご質問についていかがでしょうか。

事務局 校長先生方は現場で感じているので、なおさらだと思います。基本的に、新しい学校についてはその方向で検討しています。ただ、1点委員が仰っていただいたように、そういった機械を埋め込みながら、若干色々な要望を聞く中で、グラウンドの中間層に浸透性の悪いものが入ったものについては、そういった機械がありながらも水はけが悪い校庭もございます。これは検証をしていますので、十中はその結果を検証して、トライしたことに対して評価をいただいて非常に嬉しいのですけれども、十中の校庭は一つの参考としておりまして、しっかり浸透柵が新しく入っているのですけれども、うまく機能しないというケースもあることは分かっていますので、今後はそこをしっかりと検討しながら、とにかく排水は早い方が良いというのは先生方からも意見としていただいていますので、それを十分

考慮して、今後とも改築や改修をしていきたいと思ひます。

委員 三小の校庭は水はけが良いので何も文句もないのですが、問題はスプリンクラーです。三小の埋め込み式の昔の形なのですが、数十年埋まっているものですから、配管があちらこちら傷んでいます。それは良いのですが、大型トラックが入れないのです。つまり、三小の校庭はすごい広いですが、校庭に避難所を開設しようと思っても、防災訓練の時に4トン車までは入れましたが、それでもここには管がないと示しておかないといけなひので、出来れば放射式が良いのだけれど、三小は広いので、水が真ん中まで届かなくなってしまうと思ひていて、その辺は考へてください。下からのスプリンクラーはそういうことがありますので、上からのスプリンクラーの方が良いと思ひます。

会長 校庭の水はけの件と、雨水貯留機能をどのくらい考へるかですが、これらも残念ながらゲリラ豪雨が増えてきて、気候変動適応策に関わる部分ではあるので、可能な限り考へていただいて、それから逆に雨が降らなかった時のスプリンクラーの件は、これらが二重的な検討事項となると思ひますので、その辺を含めていただくということによろしくお願ひしたいと思ひます。その他いかがでしょうか。

委員 芝生のことで、何年か前に小学校全面芝生化が推奨されていたと思ひますが、なかなか進まないのも分かっていて、一部芝生化をしたところもありますが、芝生導入の条件、先ほどやっても大丈夫ですというものもありましたけれど、条件の中に校地面積に余裕があることや日当たりが良いというのは分かるのですが、児童生徒数が少なくないといけなひとか、維持管理に関して継続的に地域の協力が得られないとダメなのかとか、そこが寂しい条件だなと感じてしまいました。一部芝生化をするので協力してくださいという方向に持っていけなひのかなと思うのですが。一部でも芝生があると、そこでご飯を食べたりとかが出来ると聞いたことがありますし、芝生があると、ほっこり出来る時間を子供たちも持てるのかなと思うので、全面的にクレーにするのはどうかというのがあります。

委員 実は環境面のところでお伺ひしようと思ひていました。一小は正門に入ると木々が茂っていて、とても良い環境な学校の印象があります。八小にいくと、住宅に囲まれていて子供が運動していても、運動会の時も、騒音があるということで、苦情が出たりすることを聞いております。うるさいという方がいらっしゃるといふのも事実かなと思ひます。環境面を考へますと、周囲に対する配慮としたら、今申しあげた一小のように、入った時に緑が

あると、芝生の話でもありましたが、良い印象がある。私が資料を付けましたが、写真でありますように中庭に芝生のスペースがあって、そこで昼休みとか子供たちが遊ぶ、あるいは学校訪問された時に休憩所となるとか、それくらいの余裕があっても良いような、環境的な整備があっても良いのかなと思います。これはもちろん財政面等の個別の状況もあるかと思いますが。施設とか、運用面とかそういうことに目がいてしましますが、子供たちの環境からすると、そういった配慮があっても良いのかなと思います。

会長 両委員からご意見いただきましたけれど、一つは検討フローの中でも導入条件の設定のことについてのご意見がありました。それでは、もう1人から意見をいただいてからまとめさせていただきます。

委員 全面芝生は無理ですので、やめた方が良いと思います。これは間違いのない。でも、十小がやっているような、端っこ1,000平米くらいの部分芝のパターンで、普通のクレーが3,000平米以上確保されているという校庭はありだと思っています。さらに、全面芝生で使うティフトンという味の素スタジアムで使っているような芝生を使うから管理が大変なだけであって、それを単純に1,000平米くらいの原っぱがあり、体育の授業はクレーでやるのが良いと思っています。十小の休み時間を見ると、ほとんどの子が1,000平米の芝生の方で鬼ごっこをしているのが現状で、クレーの方では縄跳びをやったりボールを使うような遊びをやっていたりと、子供たちはちゃんと区分けをしています。それをあえてティフトンという芝にこだわらずに、単純に野芝や府中本町駅の南側にある防災公園のエルトロという伸びない芝生があるのですが、そういう芝生でやるとか、素材を変えるだけで全然管理や手間が変わってきます。現状のティフトンでは、夏は週3回芝刈りをしなければいけないわけです。それを地域に手伝えというのは厳しい条件で、四谷小とかその辺はなかなか地域とうまくやりながらやってますけど、野芝に変えれば年3回の芝刈りをすれば良いだけになるので。それを、業者に発注かけてしまえば、1,000平米くらいなら昼休みの間に刈り終わってしまう話なので、そういう管理の形態を考えていって、芝生の選定をしていけば、子供たちのためと環境のために導入できるのかなと思います。さらに3,000平米確保されていれば学校の先生たちも芝生に対し気を使わないタイプの授業も出来るので、その辺をきちんと検討できれば、この導入条件は当てはまらないと思います。

会長 色々ご意見ありがとうございます。まとめさせていただきます。事務局にコメントいただきたいと思います。

一つは導入フローでクレーク芝かで、芝の場合は条件がないと芝に出来ないのはいかがでしょうかという意見。もう一つご意見があったのは、全面芝ではなく部分芝という選択肢をしっかりと視野に入れるべきだということ。最後の意見にあったように、そうであるならば、芝生の仕様設定が変わってくる可能性があって、その時に違う考え方が出来るのではないかと。さらに言うと、委員が仰った環境面のこととか、この協議会でも再三議論をしている地域の連携という視点を重ねていうと、そういう芝生が部分的にあることによるメリットというのが出てくるのではないかと、ということだと思いますので。このあたりについて、多面的な視点をいれたまとめ方をさせていただくと良いのかなと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 基本的には今回の資料7でお伝えしたつもりですが、芝が決してダメということではないのですが、はっきりと申しあげると、全面芝は非常に厳しい状況です。委員からも指摘があった、児童生徒数が少ない、維持管理に関して継続的に地域の協力が得られるということ、改めて読み返してみると、確かに行政がやりたくないよと言っているような感じにも聞こえなくはない。ただ、一方で委員が仰っていただいたように、スポット芝、十小については非常に一定の評価をいただいています。とはいえ、校長先生にお手間を取らせる形もありますので。ここの表現は見直させていただいて、やはり設計上可能であるならば、スポット芝の検討はするという。ただし、芝生の種類については十分に手間がかからないものとして、合意について検討する、ただ、基本的に全面芝について厳しいということ、使い分けをしていきたいなと思います。スポット芝については悪くないということで、改めてこの資料については表現を整えて委員の皆様にお示しできたらと思います。実は芝生については各校でやっていますが、非常に苦慮しておりまして、年間の予算的に2,600万円かかっています。東京都では平成19年度に話が出ておりまして、現状で芝生のグラウンドをやっているところはある程度の面積でやっているとみているのですが、東京都の小学校で芝生化をしている学校は8%、中学校だと2%になります。色々制約を受けているということで、なかなか進まなくて最終的には全校芝生というのは今ほとんどしていないと言っても良いと思います。難しいところはあるとして、良いところもありますので、良いところで出来るだけ面積は小さいけれど、子供たちの憩いとなる可能性があるならば前向きに検討する。ただ、当然苦慮しているということ、地域が分断されているというのは大きさではなくて、社会教育団体、学校の先生とグリーンキーパーさんが調整するのを非常に苦勞されているのを目の当たりにしておりますので、十分慎重に考えながら、全体的な面積を覆うのはクレークコートを中心にしながらも、スポット的な芝生等を検討するというふうにまとめていきたいと思っています。

会長 ありがとうございます。今のは先ほど配置のところでも議論になったことと同じで、スポット芝生でも校地面積やレイアウトの関係でうまく出来るところはあるけども、なかなか難しいところも出てくるかもしれませんので、その辺併せてご検討いただくのかなと思いますし、このテーマでもこれだけ白熱な議論ができたということは、ワークショップなどを含めて地域の方々とコミュニケーションする時にも、もしかしたらとても良いテーマかも知れないので、その辺は工夫していただければと思います。

一応この議論の中で体育館・プール周りがありまして、体育館はだいぶ議論が防災のところから出ていますし、プールも若干議論できているのですが、付け加えて議論すべきことがあればいただければと思います。

委員 プールなのですけれど、今思い出したのが、小プールを作るか作らないかで違う面があると思いますが、スイミングスクールに子供が行っていた時に、台を沈めると浅く使える台を入れたり出したりや、収納も色々あるのでしょうか、もし、二層式が出来ないということで低学年も浅いところということであれば、台を下に入れるという案もあるのかなと。でも先生たちが大変なのかな。

委員 そうではなくて、学校はそれを避けているのです。どうしてかという、その台のところに入り込んで、溺れて亡くなった子がいるので、学校はそれを入れない。だから水を抜くということになっているのですね。でも、それよりもっと良いのがあるんです。床が可動式で上下するというものです。

委員 それも言おうと思っていましたが、そっちの方がお金がかかるのかなと思いますし、安全面を言ったら、もう少し工夫が出来るのではないのかなかと思っています。二層式のプールを作るのとどちらが費用がかかるのか等も考慮した方が良いかなと思います。これは意見です。

会長 実際には、この辺は設計や基本計画をやっていく段階で、こちらを立てればこちらが立たない等、色々出てくると思います。先ほどの検討フローにもあったように、その中で色々選択肢をしっかりと確認をして、手順を踏んでいくということだと思います。同じことを重ねて言いますが、色々な意味で庁内での異なる役回りの方々の連携や、地域や学校とのコミュニケーションが非常に大事だと思います。平面のことだけを考えると、単純に言えば、

小プールをやめたら、小プールの面積だけ芝生を作れるわけです。これは例えばの話ですが、今後の進め方の中で、どちらを優先するのかというのが多々出てくる可能性があると思います。検討が有意義に進むような立て付けをご検討いただければというふうに思います。

委員 プールのことに関して、もう少し話したいことがあるのですが。先ほど八小を前提の話が出ていましたが、八小の北側に田んぼがあるのです。八小だけではなくて、三小は農工大のところを使っているから良いですが、収穫祭などをやっている学校もあるし、これは府中の昔からのどんど焼きから始まったすごく古き良きもので、それを残している学校もあるので、是非そういったことも頭に入れておいていただきたいなというのと、ここに体育器具の設置と書いてありますが、それだけではなくて、学校には昔から地域の方々が設置してくださった周年で付けていただいたものなどもどうしていくのか、そんなことも各学校の地域の状況に応じて考えられるということで、校庭の中に入れていただけると、非常に助かるかなと思います。プールの件なのですが、小プールについては、二小の校長先生と話をしたら二小はいらないと言ったのです。なぜかと聞くと、2クラスしか入れないからと。二小の場合は7クラスあるので入れないと。だったらプールは大きい方を床が上下してくれたら良いよねと。私も初任の学校は屋上プールでした。そこは、床は上下しませんでした。下の教室は涼しいです、上に水が張ってありますので。2校目は体育館の3階にプールがありました。それで床が上下可動式でした。しかも大きい過機ではなくて、家の浄水器のようなもので通していく。そういうもので、スイッチを押せば休み時間中に床が上下して、子供たちが授業を受けられる状況になっているというのが2校目でした。ただ、目黒区だったのですが、エレベーターをつけて一般開放する予定でしたが、お金が途中でなくなってエレベーターが付かなくなってしまったので、一般開放をしなくなりました。3校目の学校は、世田谷区でしたが、ちょうど改築の時で1階の平屋だったのを3階にして、床を上下可動式に変えました。

八王子市で校長をやっていたところは、屋上にプールがあって、芝生が張り巡らされて子供たちが過ごしやすいような屋上庭園でした。床は上下可動式ではなかったのですが、そこが工夫していたのは、水を捨てたのを貯めておいて、ポンプでもう一回上げる。水を捨てないという方式をとっていたので、そんなことも出来るということ参考までに。お金はかかってしまうとは思いますが。

会長 色々具体的なご意見をいただいておりますが、悩ましいですね。予算と関係する部分もありますので。ただ、前段でいただいていた田んぼや、地域との件。特に校庭周りの屋

外空間は、そういうような利用も、地域との連携の観点からも、様々な利用がされているようですので、その辺の視点も入れていただくと良いのかなと思います。

委員 個人的に小プールは必要と思っています。なぜかという、市内プールが閉鎖の方向で動いていると思うので、学校のプールが地域開放になった場合に、小さい子供たちが入れない場所がないという形になってしまうので、学校施設という部分だけで検討することも一つですが、今後の府中市全体のことを考えた時に、地域開放、体育館もそうですが、学校施設以外で学校施設を利用する動きも違う課であると思うので、その辺の情報提供もこの場を出していただかないと、違う方向になってしまう可能性があるのも、もちろん学校の先生方の視点と、他の課で動いている方向性と一緒に出していかないと府中市として望んでいる方向の学校施設と、地域開放を含めた上での施設が出来ないのかなと思うので、その辺は今後情報提供していただいた方が良くと思います。

会長 学校のプールに関しては、委員が仰っていただいたように、通常は夏休み以外使わないので、稼働日数が少ないというのは常に言われることですので、その辺も掛け合わせてご検討いただくということをお願いいたします。

委員 体育館について。体育館における検討というのはすべて考慮されるということまで理解してよろしいのでしょうか。

会長 具体的にどの部分でしょうか。

委員 アリーナと称するエリアなのですが、先ほどお話ありましたが、地域開放という観点からすると、体育館を利用しての競技がなされるのは、学校関係のみならず、地域開放された場合、他の地域の人たちが年齢的には別として、色々活用するだろうと思っています。その場合、観覧席のような部分を構造的に追加することは出来るのでしょうか。今、技術的な部分で天窓を開放するとかというところで職員の方が登られて、あるいは活動する場合、子供たちではなくて指導者あるいは保護者、風通しよくするスペースはあると思いますけれども、あそこで例えば子供たちがあるいは観覧、試合を見に来る、座って見るとかいうスペースではないですね。体育館を建て替える時に、そのような地域開放を前提とした発想であるとすると、そういう部分が検討した方が良くと思っています。

会長 今回の田辺委員のご質問に関してはいかがでしょうか。

事務局 観客席の部分については難しいところがございます。位置付けとしては、教育施設という中で検討していくことが必要かなと思います。とはいえ、先ほども委員からのご意見で、エントランスエリア等の在り方は今までの体育館とは違ったりする必要があると思っています。そういったところで若干スペースが生まれてくるところで、一部そういった確保が出来るかというのは検討するところではありますが、観客席まで付けることとなると、なかなか現状では難しい状況です。

会長 あった方が良いものは多数あるので、排除していくというよりは、優先順位付けをしっかりと、検討していくということになると思います。基本的には学校としての機能を中心に整理をしていくということで、ご了解いただければと思います。

それでは予定より時間が延び気味ですので、他になければ次の議題に進ませていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

委員 子供のプールですけれども、府中市で色々考えてくれてまして、たしかに地域プールはなくなる方向ですが、美好町の水遊び広場は残す方向であるような話を聞いています。また、郷土の森に行けば子供たちが水に親しみ遊べる場所が十分あります。浅いプールはいらないと先生の中でもそういう意見があるのであれば、それをやめるのも一つの案として、土俵に乗せても良いのではないかという気がしました。たしかに子供たちが水に慣れるというところで、各学校に浅い遊べる場所があった方が良くと思うのですが、一つの施設を効率的に使うという観点から、小プールをやめて、その分で他の学校施設を充実させることも、一つの選択肢であるのかなと今感じた次第です。

会長 ありがとうございます。色々多面的に意見をいただきましたので、適宜反映させて進めていただければと思います。

それでは議題3は以上とさせていただいて、次の議題に移らせていただきたいと思います。それでは次に、議題4「学校個別条件について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。恐れ入りますが、資料36「学校個別条件について」をご覧ください。

これまでの協議会の議論において、現在の教育環境面の課題として、学校ごとに設置され

ている諸室や部屋数にバラつきがあることなどから、「府中市としての標準的な仕様を定め、学校間での施設面の格差を図ること」としておりました。

しかし、これまでの委員の皆さんからもご意見いただいているとおり、学校ごとに、敷地の大きさや校舎の大きさ、児童・生徒数の規模や将来の増減の見込みなど、それぞれにバラバラであるのが現状です。

今後の老朽化対策を実施する上では、出来る限り公平な教育環境を提供出来るよう、今回議論している、市としての標準的な仕様に基づいた整備を進めてまいります。各学校の面積や今後の児童数の見込みなどの個別の状況を整理し、今後の府中市全体の老朽化対策の進め方への影響等についても把握していきたいと考えています。

この資料は、上段のグレー部分に記載したとおり、「一人あたりの校舎面積」と「一人あたり校地面積」の施設規模の分布図に、「児童・生徒数の規模」と「増減予測」を組み合わせたもので、現在の各学校の現状を把握していただければと思っております。

それでは、分布図の見方についてですが、右側の凡例に記載したとおり、分布図の中の黒字で記載しているのが小学校、赤字が中学校で、その隣の数字は、平成29年度の児童・生徒数となり、その数に合わせ、円の大きさを変えております。円が大きい学校ほど、児童・生徒数が多いことを表しております。

また、円が赤い学校は、平成29年度から39年度で児童・生徒数が増加する学校、円が青い学校は減少する学校として、示しております。

次に、この分布図の縦軸は、「一人あたりの校舎面積」となります。丸が下に位置するほど、一人当たりの校舎面積が狭く、上に位置するほど、校舎面積が広いことを示しております。

また、市内小学校の平均と中学校の平均を、それぞれ、分布図内の横に伸びた黒い点線と、赤い点線で示しており、それぞれ点線より下に位置する学校は平均より狭く、上にある学校は平均より広いことを示しております。

次に、横軸は「一人あたりの校地面積」で、左に位置するほど、一人当たりの校地面積が狭く、右に位置するほど、校地面積が広いことを示しております

また、市内小学校の平均と中学校の平均を、それぞれ、分布図内の縦に伸びた黒い点線と、赤い点線で示しており、それぞれ点線より左に位置する学校は平均より狭く、右にある学校は平均より広いことを示しております。

参考に小学校の特徴のみご説明させていただきますと、黒い縦と横の点線が交差する場所を、市内小学校の平均的な大きさとして見ていきますと、左下に赤い丸で位置する、一小、二小、若松小、本宿小は、一人あたりの校舎・校地面積ともに狭く、さらに人口が増加する

見込みであることから、今後の老朽化対策を進める上では、どのようにより良い教育環境を作っていくのか検討をしていかななくてはならない学校と捉えることができます。

一方で、右上に青い丸で位置する、七小、矢崎小、新町小は、一人あたりの校舎・校地面積ともに広く、さらに人口が減少する見込みであることから、今後の老朽化対策を進める上では、どのように空いた学校敷地を活用していくのか検討していかななくてはならない学校と捉えることが出来ると考えています。

現在の学校敷地で学校を建替えることを前提とした場合でございますが、右下の黄色い囲みに記載したとおり、限られた校地の中で、地域ごとの児童・生徒数の増減対策に対応していくことが必要となりますので、将来的には、「学校の敷地」に見合った適正な学校施設規模の検討についても、柔軟性を持って対応していくことが必要になってくるものと考えています。説明は、以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただ今事務局より、資料36の「学校個別条件について」ご説明いただきました。冒頭でもご説明があったように、公教育の場になりますので標準的な仕様や基準、考え方というのが適用されていくことが基本なのですが、その基本の上ののってても、これだけ校地や校舎の面積や児童数の現状、及び将来の変動というのはだいぶバリエーションがありますので、それによって条件が異なってくるということを認識する必要があるのと、加えて将来の生徒数・児童数が増える、ないしは減るということも、確実に予想することは難しいですが、そういうことも見越して準備をしていくという考え方もある必要だということだったと思います。これらについては、何か方針として書き込むことを前提にご意見をいただいた方が良いですか。考え方をまずお示しをして、ご意見をいただくということでもよろしいですか。

事務局 こちらについては、先ほどまでも色々な条件があって、建築的な工夫をしなければいけないところを、委員の皆様にご理解いただくために作った資料になりますので、現状として把握していただければと思います。

会長 それでは、まずは情報共有をするということが第一の目的だということを前提で資料を出していただいているようですが、これらについてご質問やご意見があればいただければと思います。いかがでしょうか。

こういう絡めたデータを見る機会がないので、新しい視点で小学校中学校の分布をみることにはなりますが、何かございますか。

委員 突っ込んだ話になるかもしれませんが、もし、人数が減っていく学校が多くあったら、今でも小さい学校で統廃合や小中一貫校等、そういうところは府中市としては考えているのかを伺いたいです。例えば、七中、武蔵台、七小というのは小中一貫はありかなと思ってみたりしているところですが、その辺いかがでしょうか。

事務局 この資料を見ていただきますと、地域によっては児童生徒数が減ってくる学校では、空いた学校の敷地をどう活用するかという検討が必要になってくると思います。その活用する方法として、小中一貫校にするのか、統廃合して、学校を減らすのか。もしくは、学校の数に残して違う施設と複合化していくのかなど、色々な考えた方や方向性について、今後改めて検討していかなければいけないと思っております。当面は、市全体として児童生徒数が大きく減少する見込みではありませんので、直近の改築校については、早急に対応していく考え方ではないのですが、今後計画の改訂を行っていく中では、そういった検討も行っていく必要があることが分かるよう、今回の計画にも将来的な対応については、今後検討していくという含みを入れていきたいと思っております。

会長 色々な考え方があると思いますが、丸が小さくて余裕がある側のところは逆に切実な問題はなくて、心配なのは他方で、わりかし丸が大きくて左下の正面に寄っているところは、現実問題としてしっかりとした環境を提供する上で、乗り越えなければならないハードルがあるということだと思いますので、その辺も協議会としても認識を共有して進めていくことかと思っております。その他いかがでしょうか。

委員 地域からすると、色々な意味で学校は拠点になるんです。それを考えれば、例えば児童数が少なくなったところで、先ほどお話があった方向性があるかもしれないけれども、その場合は、例えばコミュニティセンター化するとか、複合化した施設に変化することも考えられると思います。

会長 少し余裕が出てくるところについては、先ほどご説明があったような新しい展開を引き続きご検討していただくということだと思いますので、その方向性でお願いいたします。

時間が押しておりますので、特になければ次の議題に移らせていただいてもよろしいでしょうか。議題4は以上とさせていただきますので次に議題5の「府中市のこれからの学校施設づ

くりに向けたアンケートについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。恐れ入りますが、資料37「府中市のこれからの学校施設づくりに向けたアンケートについて」をご覧ください。

第4回の協議会において、早期改築着手校で実施するワークショップについての説明をした際に、6月に児童・生徒、また、その保護者を対象としたアンケートを実施する旨を、ご説明しておりますが、この6月中にアンケートの配布・回収を完了いたしましたので、その概要について、ご説明させていただきます。

はじめに、1の「目的」でございますが、児童・生徒及び保護者の意向を把握すること、
・ として調査結果を計画や早期改築着手校の基本構想へ反映すること、アンケートの実施を通じて、学校施設の老朽化対策の周知を行い、興味や関心を持っていただくこととしております。

次に、2の「対象者」といたしましては、約8,600名にアンケート用紙を配布しております。その内訳でございますが、全小学校の小学6年生、約2,300名と、その保護者。

全中学校の中学2年生、約2,000名とその保護者となります。

3の「アンケート」についてですが、A4サイズの片面で、1枚のつくりとし、児童・生徒用、保護者用の2種類を作成しております。参考に、それぞれのアンケート用紙を配布させていただきますので、設問等については、後ほど、ご覧ください。

アンケートの実施期間は、6月1日から6月13日に実施いたしまして、各学校にご協力をいただき、学校を經由して、対象者への配布・回収を行い、全校からアンケートを返送いただいた状況です。現在、集計作業を行っておりますので、結果についての詳細は本日お伝えできませんが、8月中を目途に、集計・分析を行いたいと考えております。説明は以上となります。

会長 ただ今事務局より、資料37「府中市のこれからの学校施設づくりに向けたアンケートについて」ということをご説明をいただきました。これに関しては情報提供ということでございますが、ご質問等あればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。8月中に集計がされるということですのでおそらく9月の協議会で簡単にご報告いただける可能性があるということかなと思います。

ありがとうございました。一応これで、今日予定している本日の議題は終了いたしました。最後に、6「その他」として、事務局から何かありますか。その前に、委員からどうぞ。

委員 学校のセキュリティの検討についての方向性をお伺いしたいなと思ひまして。私今回資料を追加させていただいていますが、草加市のスクールパトロールステーションというのがありまして、学校全体の子供たちの安心安全についての組織というかシステムがありますが、現状の学校でみますと、ガードマンというか、朝ある時間から夕方ある時間まで契約されているのでしょうか、セキュリティの会社との関連でやっているようですが、総合的に何か管理されているようなシステムに、現状は府中市ではどのような形態をとっているのかお伺いしたいと思います。

会長 今のご質問で事務局からご回答出来ることはありますか。

事務局 ご質問いただいたセキュリティに関しては、小学校では入り口に警備員が立って対応していただいているところで、中学校は以前から防犯カメラの設置がありました。小学校に関しては今年度から防犯カメラを設置してセキュリティについても強化しながら対応しているというのが現状となっています。

会長 既にこの協議会の中でもセキュリティの考え方についてはいくつか議論をしておりますけれど、今委員からもその点について重ねてご意見があったので、今後のとりまとめに向けて改めて点検していただくということをお願いします。

委員 そうですね、もう少し明確にさせていただいて。保護者宛にメールで不審者が出たと回ってくるのですが、現実的には学校の個々の対応でやっているのであって、例えば隣のエリアの小学校、ちょっと離れた小学校ではどういう連携をとっているのか全体的に把握する必要はあるだろうと思っています。学校関係だけではなく、スクールコミュニティなのか、それぞれ学校運営に関する組織を持っているはずなので、そこの意見交換もする必要があると思います。

会長 校地の中での計画のことをだいたい議論して、セキュリティの考え方も整備されているわけですが、当然それを含む地域という町であって、そこで学区を含めた子供たちがいて、エリアがあるということになりますので、少しそういう視点を入れて今後のまとめの中で点検等していただくなり、必要に応じて情報提供いただければと思います。よろしいでしょうか。それでは事務局から何かあれば。

事務局 それでは、事務局から、2点ございます。

まず1点目が、次第6の(1)「府中市学校施設老朽化対策推進協議会規則の改正について」でございまして、お手元の配布資料の資料1(改正版)をお開き願います。

本協議会委員の柴崎委員におかれましては、本協議会規則の第2条の「協議会の委員」の規程に基づき、(7)府中市老人クラブ連合会の構成員として、協議会の委員として、委嘱させていただいておりましたが、本年5月23日に、府中市老人クラブ連合会が府中市シニアクラブ連合会へと名称が変更されました。このことを受け、本協議会規則の第2条、(7)につきましても、赤字で記載のとおり、名称変更いたしますので、事務局側で規則改正に必要な手続きを行ってまいりますことを、ご報告させていただきます。

次に、2点目は、(2)「今後の日程について」でございますが、今後の協議会の開催予定をお伝えいたします。

次回の第8回会議の日程ですが、8月10日(金)午後2時30分から、第9回は9月11日(火)午後2時30分からと予定しております。場所は記載のとおりとなります。以上でございます。

会長 ありがとうございます。事務局から説明のあった「その他」について、ご意見やご質問はありますか。よろしいでしょうか。

予定させていただいている議題は以上となりますが、特になければこれで本日の第7回府中市学校施設老朽化対策推進協議会を終了します。

本日も長時間に渡り、ご協力いただきありがとうございました。お疲れ様でした。